

後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ 保険料の軽減特例措置の変更について

後期高齢者医療保険料の均等割について、本来7割軽減の対象の方は、これまで軽減特例措置として9割または8.5割が軽減されてきましたが、平成31年度から段階的に軽減特例措置が縮小・廃止されることとなりました。

*医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額の変更は10月からです。

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額	本来の軽減割合	均等割額の軽減割合			
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得無し)		9割	8割	7割	

(例) 単身で年金収入80万円のみの場合



問合せ 町民課 後期高齢者医療担当 ☎ 147~149

【特定健診】 始まります！早めに受けましょう！

糖尿病、心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防するため、特定健診は毎年受けましょう！

- 対象** 小川町国民健康保険に加入していて、令和2年3月末現在で40歳以上～受診日に75歳未満の方
- 費用** 1,000円(町負担12,551円)
- 場所** 比企医師会契約医療機関(一覧は受診券に同封)
- 方法** 4月1日以前から加入している方には受診券を送付しますので、届きましたら直接医療機関にお申込みください。4月2日以降に加入した方は健康福祉課(役場1階)にご相談ください。
- 内容** 基本項目、心電図、貧血検査、クレアチニン、尿酸、眼底健診
- 期間** 6月1日(土)～12月25日(水)
- その他** *長期入院者、施設入所者、妊産婦、今年度に「人間ドック」または「後期高齢者医療健康診査」を受ける方は受診できません。
*健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方には、保健師や管理栄養士が食事や運動など生活習慣改善のお手伝いをします(無料)。

問合せ 健康福祉課 保健衛生担当 ☎ 157、158



国民年金からのお知らせ 学生の国民年金保険料免除制度について

学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度です(学生納付特例制度)。

【対象となる学生】 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方。

【添付書類】 在学期間がわかる在学証明書または学生証の両面コピーしたもの

【承認期間】 4月(または20歳誕生日)から翌年3月まで

【所得の目安】 前年の所得 ≤ 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

*学生納付特例の承認を受けた方には、次年度以降にハガキ形式の学生納付特例申請書が郵送されます。必要事項を記入し、返送することにより窓口申請は不要となります。

手続き・問合せ 川越年金事務所 国民年金課 ☎ 049-242-2657
町民課 戸籍年金担当 ☎ 146

軽自動車税の減免制度

障害のある方のために使用する軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免制度(税額全額を免除します)があります。毎年「減免申請」の手続が必要です。

減免できる車両		
所有者・納税義務者	運転者	使用目的
障害者等	障害者本人 または 障害者と同一生計の方 ※1	障害者の通院・通学・通所等
障害者等と同一生計の方		
障害者等のみで構成される世帯の方	障害者を常時介護する方 ※2	

*法人名義車両と営業用車両は対象から除きます。

*1・2の方は申請の際に、**身体障害者等の手帳、印鑑(納税義務者のもの、認印可)、運転免許証(車両を実際に使用する方のもの)、軽自動車税納税通知書(口座振替利用の方も)、マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カード(いずれも納税義務者のもの)**をご持参ください。

○納付期限日が減免申請の期限日です。期限を過ぎると申請は受付できません。ご注意ください。

○減免は、障害のある方1人につき、普通自動車(県税)と軽自動車等(町税)のどちらか1台限りです。

○全ての障害及び級数が対象となるわけではありません。詳細はお問合せください。

軽自動車税の納付期限は5月31日(金)です

問合せ 税務課 住民税担当 ☎ 131~133

平成31年度 所得証明書等の発行開始日

町・県民税の納税方法により開始日が異なりますのでご注意ください。

*勤務先から給与支払報告書が提出されていない、町・県民税申告書が提出されていない等、平成30年中の収入等を申告していない場合は、証明書が発行できないことがあります。

対象者(町・県民税の納税方法)	発行開始日
1 給与からの天引きのみで納めている方	5/7(火)
2 納付書または口座振替で納めている方	6/3(月)
3 公的年金からの天引きで納めている方	
1~3のうち2つ以上の方法で納めている方	

申請に必要なもの

○窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・保険証等)。

○手数料(1通200円)。

○委任状(申請者が、本人または同一世帯の親族以外の場合に必要となります。小川町HPから様式を取得できます)。

問合せ 税務課 住民税担当 ☎ 131~133